

令和2年4月10日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿

参議院議員

松沢成文



喫煙室閉鎖の要請

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた日々のご尽力に心より敬意を表します。

飲食店や職場などを原則屋内禁煙とする改正健康増進法が今月1日に全面施行され、タバコが吸える場所は、条件を満たした喫煙専用室など（以下、「喫煙室」）に限られることになりました。しかし、この喫煙室が、新型コロナウイルスの感染リスクが高い「3密」（密閉、密集、密接）の状態となっています。

喫煙室での喫煙者は、互いに至近距離でマスクを顎までずらしてタバコを吸い、平均で5～6分は滞在します。このことから、日本禁煙学会（作田学理事長）も、室内に感染者がいれば「濃厚接触」に近い状態となり、クラスター（感染者集団）が発生する危険性が高いことを指摘しています。

特に社内の喫煙室の場合には同僚と会話することが多く、すでに福井市内の社内喫煙所での感染例も報告されています。また、北海道庁の喫煙所では、「3密」を避けるために窓やシャッターを開け放しており、煙が外に漏れ出て受動喫煙防止が徹底されない状況が問題視されています。

国民の健康と命を守り、喫煙室をクラスターの発生源としないためには、これを閉鎖するしか方法はありません。複数の研究により、タバコが新型コロナウイルスの重症化リスクを高めることが報告されており、喫煙室を閉鎖して喫煙の機会を少なくすること自体にも大きな意義があります。

そこで、新型コロナウイルスの感染拡大とこれによる重症化を防ぐために、国内の喫煙室の閉鎖を施設管理者に働きかけるよう強く要請いたします。

以上